

1 開催日 平成 26 年 3 月 5 日 (水)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 7 号 平成 26 年度教育委員会の機構について

日程第 3 市教委第 8 号 高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について

日程第 4 市教委第 9 号 平成 26 年 4 月 1 日付け教職員の人事異動について

4 報告

○高知市立中学校生徒の問題行動について

5 出席者

(1) 委員	1 番委員長	門 田 佐智子
	2 番委員	山 本 和 正
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番教育長	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	依 岡 雅 文
	教育次長	横 田 寿 生
	教育政策課長	森 田 洋 介
	学校教育課人事班長	弘 瀬 健一郎
	教育政策課長補佐	高 岡 幸 史
	教育政策課総務担当係長	宮 田 小 町
	教育政策課主査	横 田 由 紀子

1 平成 26 年 3 月 5 日（水） 午後 5 時 00 分～午後 6 時 10 分 （たかじょう庁舎 5 階北会議室）

2 議事内容

開会 午後 5 時 00 分

門田委員長

ただいまから、第 1126 回高知市教育委員会 3 月臨時会を開会いたします。

始めに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、松原教育長さんをお願いします。

それでは、議案審査に移ります。日程第 2 市教委第 7 号「平成 26 年度教育委員会の機構について」及び日程第 3 市教委第 8 号「高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について」を議題とします。この 2 件はそれぞれ同様の趣旨となっておりますので、一括して審議することとします。事務局の説明をお願いいたします。

教育政策課長

教育政策課の森田でございます。

それでは、ご説明をいたします。まずは、資料の 3 ページの「平成 26 年度教育委員会機構（案）について」をご覧ください。26 年度の機構につきましては、昨年 11 月の定例会においてその方向性を説明させていただいたところでありまして、今回お諮りする内容はその際にご報告しましたものと変わりはありません。内容だけ抜粋で説明をさせていただきますと、26 年 4 月から市長事務部局内に新たにこども未来部が設置されることとなり、現在青少年課で所管しております、放課後児童クラブ、放課後子ども教室、放課後学習室の 3 事業、それと学校教育課を中心に数課にまたがり所管しております、幼稚園に係る事務をこども未来部の方に移管もしくは補助執行するというものでございます。これに伴い、放課後 3 事業が移管をされます青少年課につきましては廃止することとし、3 ページの機構図にお示しをしておりますように、放課後 3 事業以外の青少年課所管の事業につきましては、生涯学習課に移管ということで、その点線で示した部分につきましては、青少年課から生涯学習課に移管したいと考えております。また、下の米印のところに記載をしておりますが、幼稚園に係る事務につきましては、現在学校教育課を中心に対応しておりますが、今回当該事務を行うために市長部局から求められている人役数が 1 名でございますので、課や係等機構上の変更はございません。

続きまして、5 ページからの「高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について」ご説明をさせていただきます。6 ページの新旧対照表をご覧くださいと良いかと思えます。左側が現行、右側が改正案でございます。第 3 条の下から 2 行目にありますが、青少年課につきましては先ほど申しましたように廃止いたしますことから、右側の新の方では削除となっております。続きまして、第 4 条からは各課の事務分掌の規定をしております。9 ページをお開きください。左側中段、旧の第 9 条の青少年課部分をごらんいただきたいと思えます。市長事務部局に移管、補助執行となる第 8 号の「放課後児童健全育成事業等に関すること。」を除いては、そのページの右ななめ上にごございますが、新の方で生涯学習課の第 12 号以降に青少年課の事務を移管したということにしております。その他幼稚園事務の補助執行移行に伴う各課の事務分掌の変更、そして改正に伴いまして、条や項がずれることになっておりますので、そういったことについて所要の見直しを行っているところです。説明は以上でございます。

門田委員長

ただいまの件に関して質疑等はありませんか。

西森委員

9 ページの青少年課のところですか。第9条の8号の放課後児童健全育成事業等、これがどちらに移管するのでしょうか。

教育政策課長

はい。これが、こども未来部に移管若しくは補助執行されます。

門田委員長

他にはございませんか。ないようですので質疑を終了し、採決に移ります。

日程第2市教委第7号「平成26年度教育委員会の機構について」及び日程第3市教委第8号「高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について」は、それぞれ原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって市教委第7号及び市教委第8号は原案の通り決しました。

次に、日程第4市教委第9号「平成26年4月1日付け教職員の人事異動について」を議題とします。

この案件は、人事案件及び個人情報を含む案件ですので秘密会といたします。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって、この案件は秘密会といたします。

(この案件は、高知市教育委員会会議規則第10条の規定に基づき秘密会とし、同規則第13条第4項の規定に基づき会議録に記載しない。)

門田委員長

次に報告事項です。「高知市立中学校生徒の問題行動について」ですが、この案件も、人事案件のため引き続き秘密会といたします。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって、この案件は秘密会といたします。

(この案件は、高知市教育委員会会議規則第10条の規定に基づき秘密会とし、同規則第13条第4項の規定に基づき会議録に記載しない。)

門田委員長

秘密会を解きます。

以上で本日の教育委員会は終了いたします。

閉会 午後6時10分

署 名

委 員 長

5 番教育長
